

令和6年度 南大隅町議会定例会3月会議 会議録（第3号）

招集年月日 令和 6年 4月 2日

招集の場所 南大隅町議会議事堂

開 会 令和 6年 4月 2日

開 議 令和 7年 3月 10日 午前 10時00分

応召議員 全 員

不応召議員 なし

出席議員

1番 後藤道子議員	6番 上之園健三議員	10番 幸福恵吾議員
2番 森田重義議員	7番 津崎淳子議員	
3番 日高孝壽議員	8番 平瀬十助議員	12番 木佐貫徳和議員
5番 浪瀬敦郎議員	9番 大村明雄議員	13番 松元勇治議員

欠席議員 11番 大坪満寿子議員

会議録署名議員：（9番）大村 明雄 議員 （10番）幸福 恵吾 議員

職務の為の出席者：（議会事務局長）黒木秀局長（書記）平瀬戸ゆかり書記
(書記)木佐貫里子書記

地方自治法第121条の規定による出席者

町長	石畠博町長	介護福祉課長	山里真奈美課長
副町長	竹野洋一副町長	経済課長	新保哲郎課長
教育長	山下四郎教育長	教育振興課長	畦地茂穂課長
総務課長	熊之細等課長	税務課長	松山隆広課長
支所長	坂口達郎課長	町民保健課長	戸島和則課長
会計管理者	黒江鳴美課長	農業委員会事務局長	木佐貫公子局長
企画観光課長	中之浦伸一課長	デジタル推進課長	佐藤ひとみ課長
建設課長	中村喜寿課長	総務課総務係長	原琢磨係長
建設課技術統括監	原園光一統括監	総務課財政係長	若松勝男係長

議事日程：別紙のとおり

会議に付した事件：議事日程のとおり

議事の経過：別紙のとおり

散会 令和7年 3月 10日 午前 10時59分

議 事 日 程

(付託事件の委員長報告、質疑、討論、採決)	
日程第 1	議案第 6 3 号 令和 7 年度 南大隅町一般会計予算について
日程第 2	議案第 6 4 号 令和 7 年度 南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第 3	議案第 6 5 号 令和 7 年度 南大隅町診療所事業特別会計予算について
日程第 4	議案第 6 6 号 令和 7 年度 南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について
日程第 5	議案第 6 7 号 令和 7 年度 南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について
日程第 6	議案第 6 8 号 令和 7 年度 南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について
日程第 7	議案第 6 9 号 令和 7 年度 南大隅町水道事業会計予算について
日程第 8	議案第 7 0 号 令和 7 年度 南大隅町下水道事業会計予算について (議案上程、説明、質疑、討論・採決)
日程第 9	議案第 7 1 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
日程第 10	議案第 7 2 号 南大隅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 11	議案第 7 3 号 南大隅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 12	議案第 7 4 号 南大隅町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 13	議案第 7 5 号 請負契約（6 災第 2 6 0 号道路災害復旧工事（梅南川内線））の締結について議決を求める件
日程第 14	議案第 7 6 号 請負契約（6 災第 4 4 5 号道路災害復旧工事（瀬戸山中須線））の締結について議決を求める件
日程第 15	議案第 7 7 号 南大隅町佐多堆肥センターの指定管理者の指定について議決を求める件
日程第 16	議案第 7 8 号 南大隅町総合振興計画について議決を求める件
日程第 17	議案第 7 9 号 令和 6 年度南大隅町一般会計補正予算（第 1 5 号）について
日程第 18	発委第 3 号 南大隅町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 19	委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第 20	議員派遣について

▼ 開 会

議長（松元勇治議員）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしましたので、ご了承願います。

- ▼ 日程第 1 議案第 63 号 令和 7 年度南大隅町一般会計予算について
- ▼ 日程第 2 議案第 64 号 令和 7 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について
- ▼ 日程第 3 議案第 65 号 令和 7 年度南大隅町診療所事業特別会計予算について
- ▼ 日程第 4 議案第 66 号 令和 7 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について
- ▼ 日程第 5 議案第 67 号 令和 7 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について
- ▼ 日程第 6 議案第 68 号 令和 7 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- ▼ 日程第 7 議案第 69 号 令和 7 年度南大隅町水道事業会計予算について
- ▼ 日程第 8 議案第 70 号 令和 7 年度南大隅町下水道事業会計予算について

議長（松元勇治議員）

日程第 1、議案第 63 号、令和 7 年度南大隅町一般会計予算についてから、日程第 8、議案第 79 号、令和 7 年度南大隅町下水道事業会計予算についてまで以上 8 件について、2 月 25 日の本会議において、予算審査特別委員会に審査を付託してありましたので、これを一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

[予算審査特別委員長 後藤 道子 議員 登壇]

予算審査特別委員長（後藤道子議員）

予算審査特別委員長報告。議案第 63 号から議案第 70 号までの令和 7 年度南大隅町一般会計予算及び各特別会計予算並びに水道事業会計、下水道事業会計の企業会計予算については、2 月 25 日の本会議において予算審査特別委員会に付託され、2 月 26 日から 3 月 4 日まで実質 3 日間の委員会を開催し、提出された予算について審査しました。その審査の経過と結果について報告します。

なお、審査については、議長を除く、11 名の議員より構成され、さらに、病気療養で欠席届のあった議員を除く実質 10 名で審査したものでありましたので、その内容については要約して述べることとします。

まず、議案第 63 号、令和 7 年度南大隅町一般会計予算は、4 月の町長選挙を控えた骨格予算としながらも、経常的な扶助費などの経費に加え、肝属郡医師会立病院への建設補助や、過年度発生した災害復旧費の予算が膨らんだため、予算額 77 億 1 千 4 百 20 万円で前年度と比較して 7 億 8 千 7 百 41 万円の増額となっています。令和 7 年度当初予

算については、近年の物価高騰の影響や福祉施策など、行政に対する住民ニーズが多様化する中で、デジタル化推進を含めた住民負託にこたえるために必要な予算案だと考えます。

歳入では、地方交付税が全体の 44.5%を占め、次に税収などの自主財源が 24.1%、国・県支出金が 15.6%、地方債 12.6%と続きます。75.9%を占める依存財源の主なものは、地方交付税が 34 億 3 千 3 百 52 万 6 千円。国・県の支出金が 12 億 6 百 86 万 7 千円。町債が 9 億 7 千 5 百 50 万円となっています。

町税は前年比 2 千 3 百 32 万 8 千円減額の 5 億 2 千 63 万 3 千円計上されていますが、令和 6 年度の決算審査委員長報告にもありましたように、税収は町の根幹をなす自主財源であることから、徴収率の向上を期待するところです。

また、本件については、税の徴収だけでなく、各保険料、使用料など、全庁的問題として、令和 7 年度におきましても、徴収率にこだわった事務の執行を望みます。

歳出では、人件費や扶助費・公債費などに支出する義務的経費が 33 億 1 千 8 百 78 万 7 千円で全体の 43%を占め、対前年比 3.7%の増。増額の大きな要因とされる医師会立病院建設補助や、過年度災害復旧費などに支出される投資的経費は、12 億 1 千 9 百 25 万 1 千円で、対前年比 135.3%の増、また、その他の経費は 31 億 7 千 1 百 16 万 2 千円で、1%の減となっています。

審査の中で、各種新規事業の運用方法や、その対象範囲等についての質疑が出され、対象要件拡大の提言も出されました。

また、医師会立病院建設補助については、今後も資材や人件費の高騰が予想される中、その対応策についての質疑に、本町の負担額に影響は及ばない旨の回答を得たところです。

総括質疑では、大中尾地区で行われている碎石事業が水道事業に影響を及ぼす可能性を指摘し、監視体制の強化が要望されました。

一般会計においては、地方債残高は、令和 7 年度末見込みが、1 百 2 億 9 千 1 百 11 万 5 千円で、一方、基金は一般会計に属する基金の令和 7 年度末で 74 億 7 千 3 百 12 万円程度の見込みが示されています。引き続き基金積立て額と地方債残高のバランスを図りながら財政運営を行っていく趣旨の報告を受けました。

次に、特別会計について報告します。

議案第 64 号、令和 7 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算は、対前年比 3%減の 11 億 6 千 36 万 2 千円となっています。要因は、保険給付費について、一般被保険者の 1 人当たりの療養給付費の見込み及び県の納付金算定額により減額となったとの説明がありました。

議案第 65 号、令和 7 年度南大隅町診療所事業特別会計予算は、対前年比 0.7%減の 1 億 4 千 4 百 83 万 1 千円で、辺塚、大泊、郡の各診療所の患者減により、運営費補助対

象となる見込みであることの説明を受けました。

議案第 66 号、令和 7 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算は、対前年比 7.5% 減の 12 億 4 千 2 百 81 万 6 千円で、地域密着型サービス事業所が廃止及び休止となり、介護保険給付費の減額が主な減額の要因である説明がありました。

議案第 67 号、令和 7 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算は、対前年比 6.5% 増の 1 千 9 百 24 万 3 千円となっています。

会計年度任用職員 1 名分の追加が要因であるとの説明を受けました。

議案第 68 号、令和 7 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算は、対前年比 1.3% 増の 1 億 5 千 2 百 62 万円となっています。保険料見込みの収入増が主な要因と説明を受けました。

議案第 69 号、令和 7 年度南大隅町水道事業会計予算は、歳出総額が対前年比 5.4% 減の 3 億 9 千 3 百 35 万 1 千円となっています。うち営業費用が 2 億 7 千 3 百 61 万 3 千円で、水源地 18 か所、浄水場 8 か所、配水池 32 か所の維持管理に必要な経費が主なものである説明がありました。

議案第 70 号、令和 7 年度南大隅町下水道事業会計予算は、歳出総額が対前年比 8.8% 減の 8 千 40 万 5 千円となっています。令和 6 年度から公営企業会計へ移行し、間もなく 1 年を経過しますが、適正管理に努めていく旨の説明がありました。

以上、予算審査の経過を申し上げましたが、医師会立病院建設や災害復旧費が要因であることは承知しながらも、骨格予算での多額の予算計上には、一部の委員から問題提起もありました。今後の予算編成方法に対し、十分研究、検討されるよう期待します。

物価高騰や福祉対策など、行政に対する住民ニーズが多様化する中で、人口減少対策等の住民負託にこたえるために、何が必要で、優先的に執行しなければならない事業は何かを取捨選択しながら町政を執行していただきたいと思います。

もちろん議会としましても、各事業については是々非々の中で討議をしていき、未来につながる持続可能な自治体として町政運営に努力、協力してまいります。

また、今回の審査を通じて委員から出されました意見、要望等について真摯に検討され、予算の適正執行に努めていただきたい。

そして、6 月に提出される予定の本予算では、策定される第三次総合振興計画に沿った予算となりますよう希望します。

予算審査特別委員会に付託されました 議案第 63 号 令和 7 年度南大隅町一般会計予算から、議案第 70 号 令和 7 年度南大隅町下水道事業会計予算については、慎重な審査を行った結果、8 件全てについて、全会一致で「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。

以上で予算審査特別委員会の審査の経過と結果について報告を終わります。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

予算審査特別委員長の報告に対し質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

議案第 63 号、令和 7 年度南大隅町一般会計予算について討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 63 号、令和 7 年度南大隅町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

議案第 63 号、令和 7 年度南大隅町一般会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起 立 多 数 (全員起立)

議長（松元勇治議員）

起立多数です。

したがって、議案第 63 号、令和 7 年度南大隅町一般会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから討論を行います。

議案第 64 号、令和 7 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 64 号、令和 7 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 64 号、令和 7 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

これから討論を行います。

議案第 65 号、令和 7 年度南大隅町診療所事業特別会計予算について討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 65 号、令和 7 年度南大隅町診療所事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 65 号、令和 7 年度南大隅町診療所事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

これから討論を行います。

議案第 66 号、令和 7 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 66 号、令和 7 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算についてを採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 66 号、令和 7 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

これから討論を行います。

議案第 67 号、令和 7 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 67 号、令和 7 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算についてを採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 67 号、令和 7 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

これから討論を行います。

議案第 68 号、令和 7 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 68 号、令和 7 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 68 号、令和 7 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

これから討論を行います。

議案第 69 号、令和 7 年度南大隅町水道事業会計予算について討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 69 号、令和 7 年度南大隅町水道事業会計予算についてを採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 69 号、令和 7 年度南大隅町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

これから討論を行います。

議案第 70 号、令和 7 年度南大隅町下水道事業会計予算について討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 70 号、令和 7 年度南大隅町下水道事業会計予算についてを採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 70 号、令和 7 年度南大隅町下水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 9 議案第 71 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

議長（松元勇治議員）

日程第 9、議案第 71 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畠 博 町長 登壇]

町長（石畠博町長）

議案第 71 号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件であります。

本件は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、南大隅町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び南大隅町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例において、同法を引用している附則の部分に項ずれが生じることから、それに対応する所要の改正を講ずるものでございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願ひいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 71 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 71 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 10 議案第 72 号 南大隅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議員）

日程第 10、議案第 72 号、南大隅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畠 博 町長 登壇]

町長（石畠博町長）

議案第 72 号は、南大隅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設経過措置の延長や保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直し等について、所要の改正を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願ひいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 72 号、南大隅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 72 号、南大隅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 11 議案第 73 号 南大隅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議員）

日程第 11、議案第 73 号、南大隅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畠 博 町長 登壇]

町長（石畠博町長）

議案第 73 号は、南大隅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について、所要の改正を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願ひいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 73 号、南大隅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 73 号、南大隅町特定教育・保育施設等及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 12 議案第 74 号 南大隅町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議員）

日程第 12、議案第 74 号、南大隅町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畠 博 町長 登壇]

町長（石畠博町長）

議案第 74 号は、南大隅町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、マイナ保険証への移行による医療保険資格情報の確認方法の変更に伴うものであり、所要の改正を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願ひいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 74 号、南大隅町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 74 号、南大隅町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 13 議案第 75 号 請負契約（6 災第 260 号道路災害復旧工事（桙南川内線））の締結について議決を求める件

議長（松元勇治議員）

日程第 13、議案第 75 号、請負契約（6 災第 260 号道路災害復旧工事（桙南川内線））の締結について議決を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畠 博 町長 登壇]

町長（石畠博町長）

議案第 75 号は、請負契約（6 災第 260 号道路災害復旧工事（桙南川内線））の締結について議決を求める件についてであります。

本件は、6 災第 260 号道路災害復旧工事（桙南川内線）の請負契約の締結につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

工事名は、6 災第 260 号道路災害復旧工事（桙南川内線）、

工事場所は、南大隅町根占川南地内、

請負の契約の方法は、条件付一般競争入札、

契約金額は、1 億 1 千 66 万円、

契約の相手方は、鹿児島県肝属郡南大隅町根占川南 3111 番地、

株式会社 百次建設 代表取締役 東和朗氏でございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願ひいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 75 号、請負契約（6 災第 260 号道路災害復旧工事（梅南川内線））の締結について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 75 号、請負契約（6 災 260 号道路災害復旧工事（梅南川内線））の締結について議決を求める件については可決されました。

▼ 日程第 14 議案第 76 号 請負契約（6 災 445 号道路災害復旧工事（瀬戸山中須線））の締結について議決を求める件

議長（松元勇治議員）

日程第 14、議案第 76 号、請負契約（6 災 445 号道路災害復旧工事（瀬戸山中須線））の締結について議決を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畠 博 町長 登壇]

町長（石畠博町長）

議案第 76 号は、請負契約（6 災第 445 号道路災害復旧工事（瀬戸山中須線））の締結について議決を求める件についてであります。

本件は、6 災第 445 号道路災害復旧工事（瀬戸山中須線）の請負契約の締結につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

工事名は、6 災第 445 号道路災害復旧工事（瀬戸山中須線）、

工事場所は、南大隅町佐多伊座敷地内、

契約の方法は、条件付一般競争入札、

契約金額は、5 千 8 百 19 万円、

契約の相手方は、鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷 3316 番地、

株式会社 濑戸山組 代表取締役 福谷正隆氏でございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願ひいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 76 号、請負契約（6 災第 445 号道路災害復旧工事（瀬戸山中須線））の締結について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 76 号、請負契約（6 災第 445 号道路災害復旧工事（瀬戸山中須線））の締結について議決を求める件については可決されました。

▼ 日程第 15 議案第 77 号 南大隅町佐多堆肥センターの指定管理者の指定について議決を求める件

議長（松元勇治議員）

日程第 15、議案第 77 号、南大隅町佐多堆肥センターの指定管理者の指定について議決を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畠 博 町長 登壇]

町長（石畠博町長）

議案第 77 号は、南大隅町佐多堆肥センターの指定管理者の指定について議決を求める

る件であります。

本件は、南大隅町佐多堆肥センターの管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

施設の名称は、南大隅町佐多堆肥センター、

指定管理者となる団体は、住所、鹿児島市鴨池新町 15 番地、

名称、鹿児島くみあいチキンフーズ株式会社、

代表者名は、代表取締役社長 城元清巳氏、

指定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願ひいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 77 号、南大隅町佐多堆肥センターの指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 77 号、南大隅町佐多堆肥センターの指定管理者の指定について議決を求める件については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 16 議案第 78 号 南大隅町総合振興計画について議決を求める件

議長（松元勇治議員） 日高議員離席

日程第 16、議案第 78 号、南大隅町総合振興計画について議決を求める件を議題とし

ます。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畠 博 町長 登壇]

町長（石畠博町長）

議案第78号は、南大隅町総合振興計画について議決を求める件であります。

本案は、本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、南大隅町総合振興計画を次のとおり定めたいので、南大隅町議会の議決すべき事項を定める条例第1号の規定により議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願ひいたします。

なお、本案につきましては、南大隅町振興計画審議会から答申されたものであることを申し添えます。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番（上之園健三議員）

総合振興計画でございますが、これから先10年間の大事な計画であります、全般を見直しされた部分でございますけれども、この要約版でも構わないと思いますけれども、各世帯町民に周知できるかPRできるかという方法、或いは、欲しい方がいらっしゃれば自由に閲覧できる、或いは冊子を貰えるというような方法は考えておられませんか。

町長（石畠博町長）

ご要望にお応えできるように検討していきたいと思います。

議長（松元勇治議員）

いいですか。

他に質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

これで質疑を終わります。

議長（松元勇治議員）

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 78 号、南大隅町総合振興計画について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 78 号、南大隅町総合振興計画について議決を求める件については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 17 議案第 79 号 令和 6 年度南大隅町一般会計補正予算（第 15 号）について

議長（松元勇治議員） **日高議員着席**

日程第 17、議案第 79 号、令和 6 年度南大隅町一般会計補正予算（第 15 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畠 博 町長 登壇]

町長（石畠博町長）

議案第 79 号は、令和 6 年度南大隅町一般会計補正予算（第 15 号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6 百 33 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 88 億 1 千 3 百 62 万 8 千円とするものであります。

歳出予算は、国有分収林の売払処分に係る経費を計上し、歳入予算では、諸収入、財産収入を計上したものです。

ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願ひいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。
これから、議案第 79 号、令和 6 年度南大隅町一般会計補正予算（第 15 号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 79 号、令和 6 年度南大隅町一般会計補正予算（第 15 号）は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 18 発委第 3 号 南大隅町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議員）

日程第 18、発委第 3 号、南大隅町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。
本案について、趣旨説明を求めます。

[議会運営委員長 幸福 恵吾 議員 登壇]

議会運営委員長（幸福恵吾議員）

ただいま議題となりました、発委第 3 号、南大隅町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、提案の趣旨説明を申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに、行政運営の簡素化及び、効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に対応するとともに、規定整備を行うため所要の改正を行い、令和 7 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議、ご決定くださるようお願いし、趣旨説明といたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、発委第3号、南大隅町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、発委第3号、南大隅町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第19 委員会の閉会中の継続審査の申し出について

日程第19、委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、議会運営委員長から申し出は、次期議会の会期の日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

以上の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

▼日程第20 議員派遣について

議長（松元勇治議員）

日程第20、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第123条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおりとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（松元勇治議員）

ご異議ありませんのでそのように決定しました。

お諮りします。

3月会議において議決されました、議案等の条項、字句、数字その他の整理をするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。以上で、全部の日程を終了しました。

暫時休憩します。

10：44

～

10：56

議長（松元勇治議員）

休憩前に引き続き再開します。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

[町長 石畠 博 町長 登壇]

町長（石畠博町長）

令和6年度南大隅町議会定例会3月会議を閉会されるにあたり、一言お礼を申し上げます。

2月25日から本日の会議まで14日間の日程でありましたが、令和7年度一般会計当

初予算 77 億 1 千 4 百 20 万円をはじめ、各特別会計及び水道事業会計、並びに下水道事業会計の各議案など、お願ひいたしました全ての議案について、原案どおり可決いただき誠にありがとうございました。

令和 7 年度当初予算は経常経費を主体とした骨格予算にはなりますが、肝属郡医師会立病院への建設費補助、令和 5 年災林道災害復旧事業等を計上し、投資的経費が増額となつたところでございます。

今回、一般質問につきましては、5 名の議員から 7 問 18 項のご質問を頂き、町民生活や町政推進の貴重なご意見を賜りましたので、今後の施策に十分反映させていきたいと考えております。

これまでの 4 年間、議員各位におかれましては、一般質問をはじめ予算審議や決算審査等、ご理解とご協力とあわせご指導を賜り、衷心よりお礼と感謝の意を申し上げる次第でございます。

最後になりますが、小さな町だからできることにスピード感を持って喜んで頂ける町づくりのため、誠心誠意努力してまいりますので、引き続き、議員各位の変わらないご指導、ご支援を賜り、町政遂行に頑張っていく所存でございます。

今後とも、議員各位が益々ご健勝で、それぞれの立場で本町発展のためご活躍とご指導を賜りますようお願い申し上げ、令和 6 年度 3 月会議終了のお礼といたします。

大変ありがとうございました。

▼散 会

議長（松元勇治議員）

以上をもちまして、令和 6 年度南大隅町議会定例会 3 月会議を散会します。

散 会 : 令和 7 年 3 月 10 日 午前 10 時 59 分